

毎週火、金曜日発行(但休日に当るは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認定

鳥取県公報

◇条例 鳥取県林業構造改善事業審議会条例

条 例

(所掌事務)

「林業構造改善事業」という。の推進を図るため、鳥取県林業構造改善事業審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、林業構造改善事業に係る計画地域の指定、計画の認定並びに計画の樹立及び実施の指導に関する重要事項について調査審議する。

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから任命する。

一 市町村長
二 農林業団体の役員

三 農林漁業金融公庫受託金融機関の役職員

四 林業構造改善事業の実施主体の代表者

五 農山村の青年婦人組織の代表者

六 関係行政機関の職員

七 学識経験者

鳥取県条例第五十四号

鳥取県林業構造改善事業審議会条例

(設置)

第一条 鳥取県における小規模林業經營の規模の拡大その他林業經營の基盤の整備及び拡充、近代的な林業施設の導入等林業構造の改善に関し必要な事業(以下

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月額 二五〇円(送配料共)〕所

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に
関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。